

用地補償総合技術業務積算基準 新旧対照表

赤字下線部：今回改正箇所

(令和3年10月1日改正)

改正後	改正前																																																																																																																																																								
<p>用地補償総合技術業務積算基準</p> <p>第2章 積算基準</p> <p>⑥-4 建物等の法令適合性の照合</p> <p>建物等の法令適合性の照合を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、<u>第61条（防火地域及び準防火地域内の建築物）</u>とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の照合を行うもので、その区分は、表9-4-1によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表9-4-2により行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">表9-4-1</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">区 分</th> <th style="width:80%;">区 分 の 細 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法令適合性照合(1)</td> <td>木造建物（建築基準法<u>第61条</u>に該当する建築物）</td> </tr> <tr> <td>法令適合性照合(2)</td> <td>木造建物（建築基準法第35条、<u>第61条</u>に該当する建築物）</td> </tr> <tr> <td>法令適合性照合(3)</td> <td>木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">表9-4-2</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区 分</th> <th style="width:5%;">単 位</th> <th style="width:5%;">規 模</th> <th style="width:10%;">職 種</th> <th style="width:5%;">外 業</th> <th style="width:5%;">内 業</th> <th style="width:5%;">計</th> <th style="width:10%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">法令適合性照合(1) 木造建物</td> <td rowspan="3">棟</td> <td>—</td> <td>技師長</td> <td>—</td> <td>0.04</td> <td>0.04人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>技師 B</td> <td>—</td> <td>0.37</td> <td>0.37人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>技師 C</td> <td>—</td> <td>0.14</td> <td>0.14人</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">法令適合性照合(2) 木造建物</td> <td rowspan="3">棟</td> <td>—</td> <td>技師長</td> <td>—</td> <td>0.04</td> <td>0.04人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>技師 B</td> <td>—</td> <td>0.98</td> <td>0.98人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>技師 C</td> <td>—</td> <td>0.37</td> <td>0.37人</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">法令適合性照合(3) 木造建物・非木造建物</td> <td rowspan="3">棟</td> <td>—</td> <td>技師長</td> <td>—</td> <td>0.04</td> <td>0.04人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>技師 B</td> <td>—</td> <td>0.65</td> <td>0.65人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>技師 C</td> <td>—</td> <td>0.22</td> <td>0.22人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	区 分 の 細 目	法令適合性照合(1)	木造建物（建築基準法 <u>第61条</u> に該当する建築物）	法令適合性照合(2)	木造建物（建築基準法第35条、 <u>第61条</u> に該当する建築物）	法令適合性照合(3)	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）	区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考	法令適合性照合(1) 木造建物	棟	—	技師長	—	0.04	0.04人		—	技師 B	—	0.37	0.37人		—	技師 C	—	0.14	0.14人		法令適合性照合(2) 木造建物	棟	—	技師長	—	0.04	0.04人		—	技師 B	—	0.98	0.98人		—	技師 C	—	0.37	0.37人		法令適合性照合(3) 木造建物・非木造建物	棟	—	技師長	—	0.04	0.04人		—	技師 B	—	0.65	0.65人		—	技師 C	—	0.22	0.22人		<p>用地補償総合技術業務積算基準</p> <p>第2章 積算基準</p> <p>⑥-4 建物等の法令適合性の照合</p> <p>建物等の法令適合性の照合を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第61条（<u>防火地域内の建築物</u>）<u>及び第62条（準防火地域内の建築物）</u>とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の照合を行うもので、その区分は、表9-4-1によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表9-4-2により行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">表9-4-1</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">区 分</th> <th style="width:80%;">区 分 の 細 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法令適合性照合(1)</td> <td>木造建物（建築基準法<u>第61条及び第62条</u>に該当する建築物）</td> </tr> <tr> <td>法令適合性照合(2)</td> <td>木造建物（建築基準法第35条、<u>第61条及び第62条</u>に該当する建築物）</td> </tr> <tr> <td>法令適合性照合(3)</td> <td>木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">表9-4-2</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区 分</th> <th style="width:5%;">単 位</th> <th style="width:5%;">規 模</th> <th style="width:10%;">職 種</th> <th style="width:5%;">外 業</th> <th style="width:5%;">内 業</th> <th style="width:5%;">計</th> <th style="width:10%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">法令適合性照合(1) 木造建物</td> <td rowspan="3">棟</td> <td>—</td> <td>技師長</td> <td>—</td> <td>0.04</td> <td>0.04人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>技師 B</td> <td>—</td> <td>0.37</td> <td>0.37人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>技師 C</td> <td>—</td> <td>0.14</td> <td>0.14人</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">法令適合性照合(2) 木造建物</td> <td rowspan="3">棟</td> <td>—</td> <td>技師長</td> <td>—</td> <td>0.04</td> <td>0.04人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>技師 B</td> <td>—</td> <td>0.98</td> <td>0.98人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>技師 C</td> <td>—</td> <td>0.37</td> <td>0.37人</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">法令適合性照合(3) 木造建物・非木造建物</td> <td rowspan="3">棟</td> <td>—</td> <td>技師長</td> <td>—</td> <td>0.04</td> <td>0.04人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>技師 B</td> <td>—</td> <td>0.65</td> <td>0.65人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>技師 C</td> <td>—</td> <td>0.22</td> <td>0.22人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	区 分 の 細 目	法令適合性照合(1)	木造建物（建築基準法 <u>第61条及び第62条</u> に該当する建築物）	法令適合性照合(2)	木造建物（建築基準法第35条、 <u>第61条及び第62条</u> に該当する建築物）	法令適合性照合(3)	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）	区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考	法令適合性照合(1) 木造建物	棟	—	技師長	—	0.04	0.04人		—	技師 B	—	0.37	0.37人		—	技師 C	—	0.14	0.14人		法令適合性照合(2) 木造建物	棟	—	技師長	—	0.04	0.04人		—	技師 B	—	0.98	0.98人		—	技師 C	—	0.37	0.37人		法令適合性照合(3) 木造建物・非木造建物	棟	—	技師長	—	0.04	0.04人		—	技師 B	—	0.65	0.65人		—	技師 C	—	0.22	0.22人	
区 分	区 分 の 細 目																																																																																																																																																								
法令適合性照合(1)	木造建物（建築基準法 <u>第61条</u> に該当する建築物）																																																																																																																																																								
法令適合性照合(2)	木造建物（建築基準法第35条、 <u>第61条</u> に該当する建築物）																																																																																																																																																								
法令適合性照合(3)	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）																																																																																																																																																								
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考																																																																																																																																																		
法令適合性照合(1) 木造建物	棟	—	技師長	—	0.04	0.04人																																																																																																																																																			
		—	技師 B	—	0.37	0.37人																																																																																																																																																			
		—	技師 C	—	0.14	0.14人																																																																																																																																																			
法令適合性照合(2) 木造建物	棟	—	技師長	—	0.04	0.04人																																																																																																																																																			
		—	技師 B	—	0.98	0.98人																																																																																																																																																			
		—	技師 C	—	0.37	0.37人																																																																																																																																																			
法令適合性照合(3) 木造建物・非木造建物	棟	—	技師長	—	0.04	0.04人																																																																																																																																																			
		—	技師 B	—	0.65	0.65人																																																																																																																																																			
		—	技師 C	—	0.22	0.22人																																																																																																																																																			
区 分	区 分 の 細 目																																																																																																																																																								
法令適合性照合(1)	木造建物（建築基準法 <u>第61条及び第62条</u> に該当する建築物）																																																																																																																																																								
法令適合性照合(2)	木造建物（建築基準法第35条、 <u>第61条及び第62条</u> に該当する建築物）																																																																																																																																																								
法令適合性照合(3)	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）																																																																																																																																																								
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考																																																																																																																																																		
法令適合性照合(1) 木造建物	棟	—	技師長	—	0.04	0.04人																																																																																																																																																			
		—	技師 B	—	0.37	0.37人																																																																																																																																																			
		—	技師 C	—	0.14	0.14人																																																																																																																																																			
法令適合性照合(2) 木造建物	棟	—	技師長	—	0.04	0.04人																																																																																																																																																			
		—	技師 B	—	0.98	0.98人																																																																																																																																																			
		—	技師 C	—	0.37	0.37人																																																																																																																																																			
法令適合性照合(3) 木造建物・非木造建物	棟	—	技師長	—	0.04	0.04人																																																																																																																																																			
		—	技師 B	—	0.65	0.65人																																																																																																																																																			
		—	技師 C	—	0.22	0.22人																																																																																																																																																			

改正後	改正前																																														
<p>⑩ 関係機関との連絡・調整</p> <p>関係機関との連絡・調整に要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。 直接人件費 = 表16による単価 × 関係機関数</p> <p style="text-align: center;">表16</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>単 位</th> <th>区 分</th> <th>職 種</th> <th>外 業</th> <th>内 業</th> <th>計</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">関係機関との連絡・調整</td> <td rowspan="2">関係機関</td> <td rowspan="2">—</td> <td>技師長</td> <td>0.54</td> <td>0.06</td> <td>0.60人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 C</td> <td>0.54</td> <td>0.06</td> <td>0.60人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>⑪ 直接人件費の構成費目として設定されていない業務</p> <p>本積算基準において直接人件費の構成費目として設定されていない業務についても、用地補償総合技術業務に含まれる業務については、別途、適正な業務価格を積算し直接人件費に含めることができるものとする。</p> <p>2) 直接経費</p> <p>直接経費は、次により積算するものとする。</p> <p>イ 材料費等 材料費等は、業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、直接人件費の7%を計上する。</p> <p>ロ 旅費交通費 <u>宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算する。</u> <u>往復旅行時間に係る直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。現地条件等により下表よりがたい場合は、設計業務等標準積算基準書（参考資料）第1編総則第2章積算基準第1節積算基準1-3-3を適用する。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>旅費交通費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用地補償総合技術業務</td> <td>直接人件費の2.85%</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>注 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等含まれているため、別途計上しない。</u></p> <p>3) その他原価 その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。 その他原価 = 直接人件費 × <math>\alpha / (1 - \alpha)</math> ただし、<math>\alpha</math>は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。</p> <p>4) 一般管理費等 一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。 一般管理費等 = 業務原価 × <math>\beta / (1 - \beta)</math> ただし、<math>\beta</math>は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。</p>	種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考	関係機関との連絡・調整	関係機関	—	技師長	0.54	0.06	0.60人		技師 C	0.54	0.06	0.60人		区 分	旅費交通費	用地補償総合技術業務	直接人件費の2.85%	<p>⑩ 関係機関との連絡・調整</p> <p>関係機関との連絡・調整に要する直接人件費の積算は、次の式により行うものとする。 直接人件費 = 表16による単価 × 関係機関数</p> <p style="text-align: center;">表16</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>単 位</th> <th>区 分</th> <th>職 種</th> <th>外 業</th> <th>内 業</th> <th>計</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">関係機関との連絡・調整</td> <td rowspan="2">関係機関</td> <td rowspan="2">—</td> <td>技師長</td> <td>0.54</td> <td>0.06</td> <td>0.60人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 C</td> <td>0.54</td> <td>0.06</td> <td>0.60人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>⑪ 直接人件費の構成費目として設定されていない業務</p> <p>本積算基準において直接人件費の構成費目として設定されていない業務についても、用地補償総合技術業務に含まれる業務については、別途、適正な業務価格を積算し直接人件費に含めることができるものとする。</p> <p>2) 直接経費</p> <p>直接経費は、次により積算するものとする。</p> <p>イ 材料費等 材料費等は、業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、直接人件費の7%を計上する。</p> <p>ロ 旅費交通費 <u>旅費交通費は、業務を実施するために必要な交通、滞在、運搬等の費用とし、積算に当たっては、用地調査等業務積算基準及び標準歩掛第3章積算基準 3-2 調査業務 2 調査業務費(1)直接原価 ②直接経費 (イ)旅費交通費に定めるところにより行うものとする。</u></p> <p>3) その他原価 その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。 その他原価 = 直接人件費 × <math>\alpha / (1 - \alpha)</math> ただし、<math>\alpha</math>は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。</p> <p>4) 一般管理費等 一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。 一般管理費等 = 業務原価 × <math>\beta / (1 - \beta)</math> ただし、<math>\beta</math>は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。</p>	種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考	関係機関との連絡・調整	関係機関	—	技師長	0.54	0.06	0.60人		技師 C	0.54	0.06	0.60人	
種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考																																								
関係機関との連絡・調整	関係機関	—	技師長	0.54	0.06	0.60人																																									
			技師 C	0.54	0.06	0.60人																																									
区 分	旅費交通費																																														
用地補償総合技術業務	直接人件費の2.85%																																														
種 目	単 位	区 分	職 種	外 業	内 業	計	備 考																																								
関係機関との連絡・調整	関係機関	—	技師長	0.54	0.06	0.60人																																									
			技師 C	0.54	0.06	0.60人																																									